

◎ 知的障害者旅客運賃割引規程

制定 平成3.12 達第31号

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他の運輸機関（以下「連絡他線」という。）を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 療育手帳の様式の一例は次のとおり。（交付自治体により様式は異なる）

・手帳型

(表 紙)		(1ページ)																					
療育手帳 〇〇〇県（市） 12.8cm 9.1cm		写真（縦4cm 横3cmで脱帽 して上半身を 写したもの） 第 号 平成 年 月 日交付 氏 名 明治 大正 年 月 日生 昭和 平成 〇 〇 〇 県（市） 印 - (1) -																					
(2ページ)		(17ページ)																					
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">本 人</th></tr></thead><tbody><tr><td>性別</td><td>住 所</td></tr><tr><td>男</td><td></td></tr><tr><td>女</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種精神薄弱者</td></tr><tr><th colspan="2">保 護 者</th></tr><tr><td>氏 名</td><td>続柄</td></tr><tr><td></td><td>職 業</td></tr><tr><td></td><td>電 話</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr></tbody></table> - (2) -		本 人		性別	住 所	男		女		旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種精神薄弱者		保 護 者		氏 名	続柄		職 業		電 話	住 所		5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は精神薄弱者厚生相談所の判定を受けて下さい。 - (17) -	
本 人																							
性別	住 所																						
男																							
女																							
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種精神薄弱者																							
保 護 者																							
氏 名	続柄																						
	職 業																						
	電 話																						
住 所																							

・カード型（裏面省略）

療育手帳		第 号
氏 名	交付	再交付
生 性別		
住所	続柄	写真 2.7 × 2cm
保護者氏名	住所	
障害の程度(総合判定)		公印 1.2 × 1.2 cm
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		
航空割引		
判定年月日		
判定機関		
合併障害	身体障害 級	
次の判定年月		

・スマートフォン アプリ「ミライロID」表示画面

The screenshot shows the MIRAIRO ID app interface. At the top, there's a header with 'MIRAIRO ID' and a close button. Below it is a profile card with a photo and some text. Underneath the card are two tabs: '手帳' (Passbook) and '詳細' (Details). The '手帳' tab is selected, showing a list of information: 名前 (Name) 伊藤 愛莉, 生年月日 (Date of Birth) 平成元年8月2日 (30), 等級 (Grade) 総合判定: 〇度, 旅客運賃減額 (Passenger Fare Reduction) 1種, 番号 (Number) 東京都 第1000001号, 有効期限 (Valid Period) -, 交付日 (Issuance Date) 平成6年3月1日, 更新日 (Update Date) 平成30年5月15日.

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

- ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者
- ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、車椅子を使用する知的障害者1人に対しては、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。
(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、当社線及び連絡他線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線連絡他線の普通旅客運賃の計算キロ程片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各号の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。